

# 和歌山市企業立地促進奨励金制度のご案内

## 1. 対象業種（日本標準産業分類にて表示）

対象業種	奨励金の交付の指定対象業種（日本標準産業分類に掲げる業種）	
物品の製造事業	【大分類 E - 製造業】	【中分類 0 1 - 農業】のうち植物工場
物流関連事業	【中分類 4 4 - 道路貨物運送業】 【中分類 4 7 - 倉庫業】 【中分類 5 1 - 繊維・衣服等卸売業】 【中分類 5 3 - 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業】 【中分類 5 5 - その他の卸売業】 【中分類 5 7 - 織物・衣服・身の回り品小売業】 【中分類 5 9 - 機械器具小売業】	【中分類 4 5 - 水運業】 【中分類 5 0 - 各種商品卸売業】 【中分類 5 2 - 飲食料品卸売業】 【中分類 5 4 - 機械器具卸売業】 【中分類 5 6 - 各種商品小売業】 【中分類 5 8 - 飲食料品小売業】 【中分類 6 0 - その他の小売業】
レクリエーション事業	【細分類 8 0 4 1 - スポーツ施設提供業】 【細分類 8 0 9 2 - マリーナ業】 【細分類 8 2 1 4 - 動物園、植物園、水族館】のうち植物園または水族館	【細分類 8 0 5 2 - 遊園地】
特定サービス事業	IT等サービス業	【中分類 3 9 - 情報サービス業】      【中分類 4 0 - インターネット附随サービス業】 【小分類 7 1 1 - 自然科学研究所】      【小分類 7 2 6 - デザイン業】 【小分類 7 4 3 - 機械設計業】      【細分類 9 2 9 4 - コールセンター業】
	上記以外	【小分類 7 5 1 - 旅館、ホテル】

## 2. 対象となる行為

対象となる行為	内容
新設	市内に事業所を新たに開設すること
増設	市内の既存事業所にて、増築・改築等を行うこと
移設	市内の既存事業所を廃止し、市内の別の場所に事業所を開設すること
設備投資	市内の既存事業所において、新たに設備を設置すること

※増設、移設、設備投資については、事業規模の拡大が前提となります。

※旅館、ホテルについては、新設のみが対象となります。

### 3. 指定の要件（次に掲げる項目をすべて満たすことが必要です。）

	内容
1	<p><b>基準日(注1)における正社員(注2)の数が指定申請日における正社員の数より3人（IT等サービス業の場合は5人）以上増加する予定であること</b></p> <p>※IT等サービス業は、条件によっては1人以上で可場合があります(注3)</p>
2	<p><b>基準日における新規雇用者(注4)及び異動転入者(注5)の合計人数が3人（IT等サービス業の場合は5人）以上となる予定であること</b></p> <p>※IT等サービス業は、条件によっては1人以上で可場合があります(注3)</p>
3	<p><b>投下固定資産総額(注6)の予定額が3,000万円以上であること</b> ※IT等サービス業を除く</p>
4	<p>新設等が本市の産業の振興に資すると認められること</p>
5	<p>新設等が事業規模の拡大に資すると認められること</p>
6	<p>設置者が労働基準法を遵守していること</p>
7	<p>設置者が自身が行っている事業に関する法令を遵守していること</p>
8	<p>設置者が市税を滞納していないこと</p>
9	<p>設置者又はその役員が和歌山市公有財産規則第22条第2項各号のいずれにも該当しない者であること</p>
10	<p>新事業所が和歌山市企業立地条例第6条第1項第1号に規定する期間(注7)を継続して操業可能であること</p>
11	<p><b>【小売業のみ】</b> ※下記のいずれかの要件を満たすことが必要</p> <p>①「中心商業エリア」(注8)に立地し、売場面積1,000㎡以上を有すること</p> <p>②「中心商業エリア」又は和歌山市都市計画マスタープランに定める「新規産業地」に立地し、投下固定資産総額の予定額が30億円超かつ新規雇用者等が30人以上となる予定であること</p> <p>③日本標準産業分類5621-総合スーパーマーケット又は5811-食料品スーパーマーケットの場合において、指定の申請時点で半径1km以内に上記2業種を行う事業所が所在しておらず、かつ所在する予定がない場所に立地すること（中心商業エリア及び新規産業地を除く）</p>
12	<p><b>【旅館、ホテルのみ】</b> ①旅館営業又はホテル営業の許可を受け、床面積40㎡以上の客室及びロビー（玄関広間）、宴会場等（レストラン可）を設けること</p> <p>②風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第4号に該当しないこと</p>
13	<p><b>【IT等サービス業のみ】</b> ①正社員の人数が21人以上であること</p> <p>②直近決算時の売上が正社員1人あたり1,200万円以上であること</p>

#### 用語の説明

- (注1)基準日 新設等が完了した日から1年を経過する日
- (注2)正社員 雇用保険、厚生年金保険、健康保険の被保険者で、期間の定めのない雇用契約を締結している者
- (注3)条件について（IT等サービス業の雇用要件の特例）  
小規模事業所等誘導地域（大川、加太、深山、和歌浦中、和歌浦西、和歌浦東、和歌浦南、新和歌浦、和歌川町、雑賀崎又は田野）に新事業所を立地し、当該地域の活性化に寄与すると市長が特に認める場合
- (注4)新規雇用者 指定申請日以降に新たに雇用した正社員のうち、基準日において本市の住民基本台帳に登録されている者
- (注5)異動転入者 指定申請日の前日以前に既に雇用されている正社員のうち、新設等によって市外の事業所から新事業所に転勤し、本市の住民基本台帳に新たに登録され、基準日においても登録されている者
- (注6)投下固定資産総額 申請計画における建物及び償却資産に係る投資の費用
- (注7)和歌山市企業立地促進条例第6条第1項第1号に規定する期間 指定日から奨励金の交付決定日の5年後の日の属する年度の末日までの期間
- (注8)中心商業エリア 本市が平成11年3月に策定した和歌山市都市計画マスタープランに定める中心部地域のうち、都市計画法第8条第1項第1号に規定する商業地域
- (注9)対象用地 新事業所用に取得した土地のこと（指定申請日の1年前の日以後に取得したものに限り）ただし、建ぺい率が50%未満の場合は（建物の各階の床面積のうち最大のもの×2）の面積部分をいう
- (注10)新規雇用者等 新規雇用者及び異動転入者
- (注11)市街化区域 都市計画法に基づき指定した市街化を推進する区域区分

## 4. 奨励金の種類

### ①設置奨励金

(1) 下記(2)～(3)以外の場合

内容	限度額
対象建物、対象用地(注9)、対象設備に課税される固定資産税、都市計画税相当額の3倍	2億円

(2) 投下固定資産総額が30億円超かつ新規雇用者等(注10)30人以上の場合

内容	限度額
対象建物、対象用地、対象設備に課税される固定資産税、都市計画税相当額 ⇒ 5年間適用。限度額は各年度2億円	10億円

(3) 投下固定資産総額が100億円超かつ新規雇用者等100人以上の場合

内容	限度額
対象建物、対象用地、対象設備に課税される固定資産税、都市計画税相当額 ⇒ 5年間適用。限度額は各年度3億円	15億円

### ②雇用奨励金

内容	限度額
「正社員増加数」 「新規雇用者等の数」 ⇒ どちらか少ないほうの人数 × 60万円	4,000万円

※新規雇用者等が100人以上の場合は、限度額1.8億円

### ③環境整備奨励金

内容	限度額
新たに設置される緑地に係る工事費用の50%	1,000万円

### ④用地取得奨励金

内容	限度額
対象用地の取得費用の10%	2億円

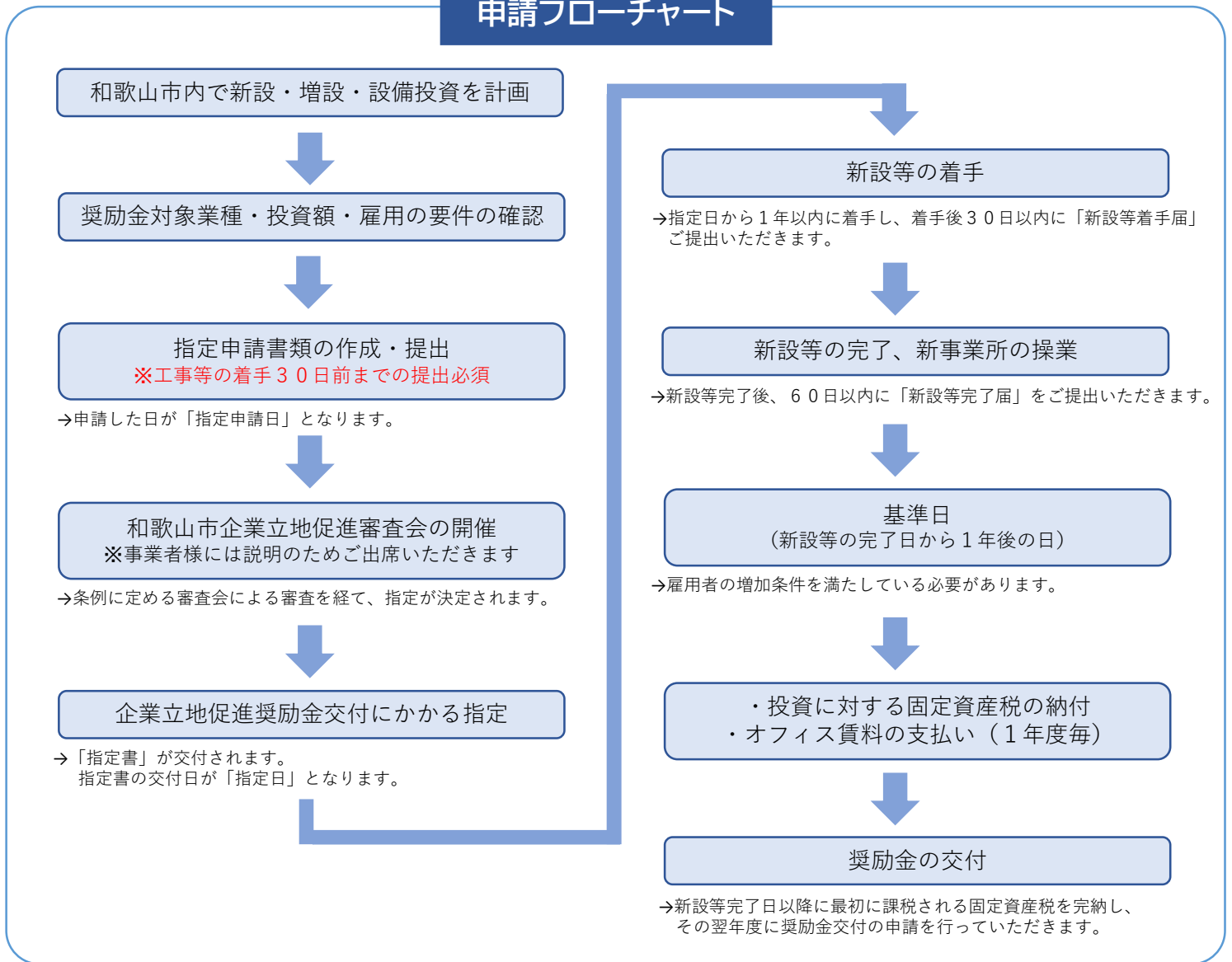
### ⑤オフィス奨励金 ※IT等サービス業のみ

立地場所	内容	限度額
中心商業エリア(注8) または 小規模事業所等誘導地域(注3)	オフィス賃借費用の50% ⇒ 3年間適用	各年度 1,000万円
上記以外の市街化区域(注11)内	新規雇用者等のうち異動転入者が6割を超える場合のみ、 オフィス賃借費用の50% ⇒ 3年間適用	各年度 1,000万円

※該当地域の詳細については和歌山市ホームページ内の「企業立地促進奨励金制度のご案内」をご確認ください。

<http://www.city.wakayama.wakayama.jp/1016047/sangyoukigyousien/1001189/1003058.html>

## 申請フローチャート



### 【お問い合わせ先】

和歌山市 産業交流局 産業部 産業政策課  
〒640-8511

和歌山市七番丁23番地

TEL: 073-435-1040

E-mail: sangyoseisaku@city.wakayama.lg.jp

和歌山市東京事務所

〒102-0093

東京都千代田区平河町2-6-3

都道府県会館12階 和歌山県東京事務所内

TEL: 03-5212-9193